

一般廃棄物処理業許可書

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
氏 名 有限会社 タナベ
代表取締役 田 邊 宏 様

令和4年4月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等 伐根・草木・ボサ等
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社タナベ
許 可 期 間		令和 4年 5月23日から 令和 6年 5月22日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		浦幌町一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番5号 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 音更町字上然別西4線100番地1 アスリー株式会社 中間処理場 帯広市空港南町南11線西32番1 外4筆 山口重機有限会社 南町処理場
	そ の 他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

令和 4年 5月23日

浦幌町長 水 澤 一 廣

